

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係/日米協議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732</a>

會議錄

秘  
無期覆

条約課長

アメリカ局長  
参事官  
北米才一課長

沖縄に関する日米協議委員会  
才19回会合

議長用メモ(案)

昭和45年4月2日

(着席)

(報道関係者はあらかじめ所定の位

置に入場、写真撮影の後退場)

1. (開会及び議事日程採択)

「只今より、沖縄に関する協議委員会  
の才19回会合を開催いたします。」

(通訳)

「まず、マイヤー大使から米側出席者の  
ご紹介がありと承知しております。大使

と云う。

4頁  
赤  
付  
き  
以  
下  
ま  
す  
程  
よ  
う  
に  
し  
て  
ま  
す

(通訳)

(ここで、マヤー大使より、米側出席者紹介)  
(通訳)

「マヤー大使、ようもありがとうございます  
ました。私は、日本側を代表して、マヤー大使  
ランポート高等弁務官、スティーブ公使、  
..... の参加

を歓迎いたします。」

(通訳)

「それでは、本日の議題についてお諮  
りいたします。お手許にお配りした議事

日程には異議ありませんか。」

(通訳)

(米側より異議なき旨発言)

(通訳)

3

「は異議がなければ、これにて議事を  
進めます。」  
(通訳)

2. (議題1. 復帰準備のための原則と指針)

「これは 議題1の 復帰準備のための原則と指針についての 討議」に 入ります。

思います。

まず元には ~~準備~~ <sup>務</sup> であるが、~~準備は~~ 復帰準備  
日米双方の事務当局間の協定を通じて行われ

及び準備委員会の作業のための原則と指針の案文が あり配りしてあります。

昨年の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の英会談の共同声明にも 指摘されていふ通り、

沖縄の復帰準備は 複雑多岐にわたる問題を 含んであります。この9問題を

解決し、施政権の円滑な移転を可能にするためには、日米両国政府が、この協議委員会

及び沖縄の準備委員会を通じて、緊密に協力

組織的にこの秩序で復帰準備施策を講じて参る事が最も必要であります。

私はお手元にお配りしてある原則と指針案は、かかる認識に基づいて作成された

ものと承知しております。その内容を極めて満足おぼすものと存しております。

二二二の「原則と指針案」に訂正するマイヤ大使の御意見を伺いたいと存じます。

マイヤ大使 どうぞ。

(通訳)

マイヤ大使 発言。

(通訳)

マヤ一大使 ありがとう ございました。

先日は 協議委員会として 二の原則と

指針案と 採択いたしましたこと 考えまわが  
御褒存 ありまじんか。

(通訳)

この  
引  
Y  
指  
針  
案  
は  
多  
く  
採  
取  
の  
指  
針  
案  
に  
依  
り  
て  
行  
く  
の  
に  
あ  
り  
ま  
す  
か

今日は、準備委員会において 日米西国  
各々代表、ランポート 高等弁務官(高瀬  
村)

大使の出席を得て ありまわが 機会  
に 親しい 協議委員会の 日米双方の

出席者に代り 両代表に対し 準備委員  
が 今後 ~~三~~、 只今 採択 いたしました

二の  
原則と 指針に 依りて 具体的には 復帰  
準備人 を 進め 行く 中 的 願 望 あり 可  
(作業)

云う こと なる こと あり 可 準備  
外務省



委員会の活動は、今後の復帰準備の  
存在を決める重要性を有しており可。

この意味で、<sup>（日本政府としても）</sup>準備委員会の今後の  
活躍に、大いなる期待を寄せられて可。

（新行）

日本政府としては、近く完了する予定の  
沖縄北方対策庁を中心として、日本

政府の実施する復帰準備施策を  
推進して参る予定であり可。

とくに、日本政府が来会計年度に  
沖縄に実施する復帰準備については、

予算準備の都合もあり、本年夏頃  
には、その具体的計画を固める必要が  
あり可。

このため、先小委員に  
準備委員会において、~~日本西園が~~

~~実施する~~ 復帰準備措置に<sup>→</sup>ついての  
実施計画を、~~作成する~~ <sub>(まとめる)</sub> 必要がある。

この見地から 日本政府としては  
今後、準備委員会の 日本政府代表と

通じて 互いのための 具体的な提案を  
~~提出する~~ <sup>する</sup> 考えであり得るので、米側の  
行方について

市場かせ お願い いたし得る。  
そこで 今後の 日本政府の 復帰

準備の 進め方について 山中総務長官  
より御説明 と 考え得る。  
<sub>(いたがされた)</sub>

山中 長官 どうぞ

(通訳)

(山中総務長官より 復帰対策大綱  
について 概略 説明)

(返訳)

山甲長官 ありがとうのじいねい。

(注) 以下、ランポート高等事務官の発言がある場合  
夫ニランポート高等事務官の発言があるも承知のじいねい。ランポート

高等事務官のじいねい。

(返訳)

(ランポート高等事務官の発言)

ランポート高等事務官 ありがとうのじいねい。  
ねい。

(返訳)

（注）航空問題ととりあけることについての

（注）以下は、米側の同意を得た場合。 10

### 3. (議題2. 本土・沖縄間の渡航)

次に議題2の本土・沖縄間の渡航問題についての討議に移りたいと考えます。

目下、日米両政府間の関係当局者間において本土・沖縄間の渡航手続を簡素

化するための話し合いが進んでいると承知しております。~~詳細は~~ この話し合いの結果を

今後の沖縄の信託準備が進むにつれ、国会議員の

沖縄渡航の必要性も増えると考えられますので、この機会に国会議員の本土・

沖縄間の渡航 <sup>について</sup> ~~手続~~ <sup>に</sup> 自由とする等、米側において特別の配慮を以ていたるべし

と考えます。

(返訳)

この案については、ランポート高等弁務官から  
書状発言があると承知しております。

ランポート高等弁務官 とうぞ。

(返訳)

(ランポート高等弁務官発言)

ランポート高等弁務官、ありがとうございます。  
証。

日本側を代表して、ランポート高等弁務官を  
はじめとする米國政府の書配慮を感謝し  
てお。

○ (議題③ 新聞発表についての合意)  
「最後に、議題③の新聞発表振り

についてお諮りいたします。事務当局で用意した発表文案をお手許にお配りして

ありますが、これを報道関係者に配布し、それにより説明を行なうことといたし

と考へますが、は異議ありませんか。」  
(通訳)

(米側より同意する旨表明)  
(通訳)

「では、新聞発表については、只今申しあげた通り運ぶことに決定いたしました。」

↑  
(通訳)

○ (閉会)

「本日の委員会は、皆様の協力のおかげで、円滑に議事を進めることができました。

皆様の協力を感謝いたします。  
本19回協議委員会はこのをもって閉会

いたします。」

(通訳)

沖縄に関する日米協議委員会  
第19回会合  
議長用メモ

昭和45年4月27日

(着席)

(報道関係者はあらかじめ所定の位置に入場、  
写真撮影の後退場。)

1. (開会及び議事日程採択)

「只今より、沖縄に関する協議委員会の第  
19回会合を開催いたします。」

(通訳)

「まず、マイヤー大使から米側出席者の御紹  
介があると承知しております。大使どうぞ。」

(通訳)

(ここでマイヤー大使より、米側出席者紹介)

(通訳)

「マイヤー大使どうもありがとうございました。  
私は、日本側を代表して、マイヤー大使、  
ランパート高等弁務官、スナイダー公使、エリ



クソン参事官、ウィッケル書記官の参加を歓迎いたします。」

(通 訳)

「それでは、本日の議題についてお諮りいたします。お手許にお配りした議事日程に御異議ありませんか。」

(通 訳)

(米側より異議なき旨発言)

(通 訳)

「御異議がなければ、これにて議事を進めます。」

(通 訳)

## 2. (議題1 復帰準備のための原則と指針)

「それでは議題1の復帰準備のための原則と指針についての討議に入りたいと思います。

お手許に日米双方の事務当局間の協議を通じてまとめた「復帰準備及び準備委員会の作業のための原則と指針」の案文がお配りしてあります。昨年の佐藤総理大臣とニクソン大統領との

間の共同声明にも指摘されているとおり、沖縄の復帰準備は、複雑多岐にわたる問題を含んでおります。これらの問題を解決し、施政権の円滑な移転を可能にするためには、日米両国政府が、この協議委員会及び沖縄の準備委員会を通じて緊密に協力し、組織的に、かつ、秩序だつて復帰準備施策を講じて参ることが最も必要であります。私はお手許にお配りしてある原則と指針案は、かかる認識にたつて作成されたものと承知しており、その内容もきわめて満足すべきものと考えております。

ここで、この「原則と指針」に対するマイヤー大使の御意見を伺いたいと考えます。

マイヤー大使どうぞ。」

( 通 訳 )

( マイヤー大使発言 )

( 通 訳 )

「マイヤー大使ありがとうございました。

それでは、協議委員会として、この原則と指

針案を採択いたしたいと考えますが、御異存ありませんか。」

( 遺 訳 )

「今後準備委員会は、只今採択された「原則と指針」に従って具体的な復帰準備作業を進めて行くのでありますが、いうまでもなく、準備委員会の活動は、今後の復帰準備全体の成否を決める重要性を有しております。その意味で日本政府としても、準備委員会の今後の活躍に大きな期待を寄せております。

日本政府としては、近く発足する予定の沖縄・北方対策庁を中心として、日本政府の実施すべき復帰準備施策を推進して参る予定であります。特に日本政府が来会計年度に沖縄で実施する復帰準備については、予算準備の都合もあり、本年夏頃までにはその具体的計画を作成する必要があります。そのためにはそれまでに準備委員会において、復帰準備措置についての実施計画をまとめる必要があります。この見地から、

日本政府としては、今後、準備委員会の日本政府代表を通じてそのための具体的な提案を行なつて参る考えでありますので、米側の御協力をお願いいたします。

ここで日本政府の沖縄復帰対策の基本方針<sup>等</sup>について山中総務長官より御説明いただきたいと思ひます。

山中長官どうぞ。」

(通 訳)

(山中総務長官より、沖縄復帰対策の基本方針<sup>等</sup>についての概略説明)

(通 訳)

「山中長官ありがとうございました。」

(通 訳)

3. ( 議題 2 新聞発表についての合意 )

「次に、議題 2 の新聞発表振りについてお諮りいたします。事務当局で用意した発表文案をお手許にお配りしてありますが、これを報道関係者に配布し、それによつて説明を行なうこととしたいと考えますが、御異議ありませんか。」

( 通 訳 )

( 米側より同意する旨説明 )

( 通 訳 )

「では新聞発表については、只今申し上げたとおり運ぶことに決定いたしました。」

( 通 訳 )

4. ( 閉 会 )

「本日の委員会は、皆様の御協力をもちまして円滑に議事を進めることができました。皆様の御協力を感謝いたします。

第 19 回協議委員会はこれをもつて閉会いたします。」

( 通 訳 )

5. 「なお、ここで山中総務長官よりお話があると承知しております。総務長官どうぞ。」

( 通 訳 )

( 以下自由討議 )

( 自由討議に関する報道関係への発表振り )

復帰準備及び準備委員会の作業  
のための原則及び指針

昭和45年4月21日採択

(案)

沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けの愛知揆一外務大臣とアーミン・H・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、沖縄の施政権の日本への返還のための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ随時策定することが合意された。

I 全般

1. 沖縄の復帰準備は、日本、米国及び沖縄の各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際昭和44年11月21日の佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返還を達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をも勘案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

- (1) 沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保すること。
- (2) 返還の時までは、沖縄における米国の施政権がそのまま保持されること。
- (3) 返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多岐にわたる努力が、関係当局の協力を通じて、迅速かつ効果的に行なわれること。
- (4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたって変更なしに沖縄に適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面での沖縄における米軍の有効性が維持されること。

3. 琉球政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府が沖縄の米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必



要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じて行なわれる。

## Ⅱ 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務を優先的にとりあげるものとする。
  - (1) 施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に関し沖縄現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、沖縄県の設置のため及び地位協定の沖縄への適用を容易にするため必要となるべき現地における準備並びに琉球諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。
  - (2) 沖縄の長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返還前に沖縄と本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り是正するために必要な措置を策定すること。
2. 上記1.の措置は、協議委員会の了承の下に、

準備委員会によつて確定される計画に従つて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、次の分野における手続を策定する。
  - (1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。
  - (2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なう沖縄の米国当局からの情報収集活動について調整すること。
  - (3) 事業及び自由職業に従事する者を含む沖縄在住の非琉球人が復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。
4. 準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。
5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間隔を置いてその活動に関する報告を行なう。

(DRAFT)

PRINCIPLES AND GUIDELINES  
FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND  
THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION

ADOPTED APRIL 21, 1970

At the 19th meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa, the Governments of Japan and the United States agreed, according to the Exchange of Notes of March 3, 1970, between Foreign Minister Kiichi Aichi and United States Ambassador Armin H. Meyer, on the following principles and guidelines for the preparations for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan and for governing the future functioning of the Preparatory Commission. It was also agreed that the Consultative Committee would establish additional principles and guidelines as necessary from time to time.

I. GENERAL

1. The preparations for reversion of Okinawa are to be undertaken after close coordination and consultation by the authorities of Japan, the United States and the Ryukyu Islands, reflecting the progress of diplomatic negotiations in Tokyo for the conclusion of

an

an Agreement to accomplish reversion as set forth in the Joint Communique between Prime Minister Eisaku Sato and President Richard M. Nixon of November 21, 1969.

2. The prime considerations for this preparatory work are as follows:

a) The welfare and interests of the inhabitants of Okinawa are to be promoted with full consideration to their views and aspirations; and orderly and stable transition in the social, economic and commercial fields is to be assured.

b) The administrative rights of the United States in Okinawa will remain intact and unimpaired until the time of reversion.

c) The complex efforts required of the Government of Japan in order to prepare for the assumption of administrative rights after reversion will be made with speed and effectiveness through the cooperation of the authorities concerned.

d) While carrying out preparations to apply the Treaty of Mutual Cooperation and Security and related arrangements without modification to

Okinawa

Okinawa upon reversion, the effectiveness of the United States forces in Okinawa in terms of the security of the Far East including Japan is to be maintained.

3. With respect to preparatory works which require implementation by the Government of the Ryukyu Islands, that Government may accept necessary assistance, including advice and guidance, from the Government of Japan in cooperation with the United States authorities in Okinawa. The assistance of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands will be extended through the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency of the Japanese Government to be established in Naha.

## II. PREPARATORY COMMISSION

1. The Preparatory Commission initially shall give priority to the following tasks:

a) Identification of problems to be solved before the return of the administrative rights and the devising of measures to solve such problems as are to be dealt with in Okinawa; the measures including, inter alia, local preparations as necessary

necessary to establish the Okinawa Prefecture and to facilitate the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement, as well as disposition, as appropriate, of the functions of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands.

b) Taking into consideration the long-term industrial and economic development of Okinawa, devising of measures necessary to minimize as much as possible economic and social differences between Okinawa and Japan before the return of the administrative rights.

2. The measures referred to in paragraph 1. above shall be implemented, according to schedules to be decided on by the Preparatory Commission, pursuant to approval of the Consultative Committee.

3. The Preparatory Commission, as the sole official channel for local consultation and coordination between the Governments of Japan and the United States, shall establish procedures in the following fields:

a) Supplying to each Government through their respective representatives information agreed as necessary for the promotion of the preparations for reversion.

b)

b) Coordination of information-gathering activities by official Japanese Government missions from authorities of the United States in Okinawa for purposes relating to reversion.

c) Providing for effective means by which non-Ryukyuan residents, including businessmen and professionals, of Okinawa can consult with the appropriate authorities of the Government of Japan prior to reversion.

4. The Preparatory Commission in the course of its work shall take fully into consideration the views of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands in his role as adviser to the Commission.

5. The Preparatory Commission shall report on its activities to the Consultative Committee at appropriate intervals.



沖縄に関する日米協議委員会  
第19回会合における山中総  
務長官発言  
(沖縄復帰対策の基本方針)

昭和45年4月21日

去る3月31日、日本政府が閣議決定をいたしました「沖縄復帰対策の基本方針」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この基本方針は、沖縄の復帰対策を策定、推進するにあつての日本政府の基本的な考え方をとりまとめるとともにその推進体制を明確にすることを目的として作成されたものであります。

その内容について申し上げますと、

第1に、日本政府の沖縄復帰準備体制につきましては、復帰準備に係る内政的事項に関しては総理府が中心となり、総理府におかれております沖縄復帰対策各省庁担当官会議を通じて関係各省庁間の連絡、調整を図りつつこれを推進することとし、対米交渉を必要とする諸問題につきましては、外務省が本協議委員会及び沖縄に設置された復帰



準備委員会を通じてこれを処理することとしたこととあります。

第2に、日本政府が行なうべき主要な復帰準備措置の内容を明らかにするとともにこれをすすめるにあたって考慮を払うべき事項といたしまして、

1. 本土法令の適用に際しては、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮し必要に応じて暫定特例措置を講ずること
2. 沖縄の本土との格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するため、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ効率的に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする
3. 施政権返還前の沖縄において措置しておくべきいわゆる一体化施策については、その対象を行財政、教育、社会保障、産業経済等の各般の分野に拡大するとともに、その重点的、効果的な実施を促進するため、琉球政府に対し所要の財政援助及び技術援助を行ない、かつ、人事交

流等の措置を講ずることを明らかにしております。

いづれにしましても、これらの復帰準備をすすめるにあたっては、施政権返還協定締結交渉の進展と歩調を合せていくことは勿論であります。が、日本政府といたしましては、1972年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰が実現されることを目途といたしまして諸般の準備をすすめるとともに、なるべく早い機会にこの基本方針に基づく沖縄復帰対策の具体的な内容を固めて参りたいと考えている次第であります。

## BASIC POLICY FOR OKINAWA REVERSION MEASURES

Adopted at the Cabinet Meeting  
on March 31, 1970

As a result of the talks between Prime Minister Sato and President Nixon in November last year, a basic agreement was reached between the Governments of Japan and the United States that the administrative rights over Okinawa will be returned to our country during 1972. In order to implement this basic agreement, the two Governments will enter into negotiations for the conclusion of an Agreement concerning the return of the administrative rights. In parallel with this negotiation, measures for the preparations for reversion will be taken, through close consultation and cooperation between the Governments of Japan and the United States and the Government of the Ryukyu Islands.

With a view to ensuring the smooth implementation of Okinawa's reversion to the homeland, as well as to constructing an affluent Okinawa Prefecture, the Government will carry out measures for the preparation for reversion of Okinawa, in accordance with the following basic policies. In promoting these measures, the Government will fully respect the wishes of the Government of the Ryukyu Islands and of the Okinawan residents.

### I. Outline of Organizational Set-Up for Preparatory Work and General Description of Reversion Preparations

#### 1. Organizational Set-Up for Preparatory Work

(1) The Prime Minister's Office shall have primary responsibility for the devising of reversion preparations and the collection and coordination of views of the Ministries and Agencies concerned in this connection, the promotion of these measures, and the coordination of actions taken by Ministries and

Agencies

Agencies concerned for the implementation of such measures. The Liaison Officers' Conference on Reversion Preparations (hereinafter referred to as the "Liaison Officers' Conference") which has been established under the Prime Minister's Office shall, for the time being, set up seven committees respectively in covering such fields as administration, finance, industry and economy, education and culture, social and labor, judicial and legal affairs, and the Status of Forces Agreement related matters. Each committee will establish subcommittees, as necessary.

The Japanese Government Okinawa Office will be engaged in the following functions in connection with reversion preparations: liaison and coordination with the Government of the Ryukyu Islands, the collecting and analyzing, including necessary coordination, of necessary information to be obtained locally in Okinawa and other actions concerning the implementation of reversion preparations.

(2) The Ministry of Foreign Affairs shall have primary responsibility for the consultation and coordination with the United States Government, which maintains the administrative rights over Okinawa, concerning reversion preparations to be implemented in Okinawa before the return of the administrative rights.

Coordination of the basic policies of the Government of Japan and the United States concerning reversion preparations and the developing of principles and guidelines for reversion preparations shall be made by the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa. Local coordination and consultation with the United States authorities concerning reversion preparations and their implementation schedules to be undertaken locally in Okinawa, in accordance with the principles and guidelines shall be made by the Preparatory Commission.

## 2. Outline of Reversion Preparations

(1) The primary measures which the Japanese Government should undertake in preparation for reversion are as follows:

(a) Preparations for the establishment of the Okinawa Prefecture and the central government's branch offices, departments, bureaus, etc. to be set up in Okinawa, as well as preparations for undertaking responsibilities concerning the status of the officials of the Government of the Ryukyu Islands and municipalities.

(b) Preparations for the application to Okinawa of the laws and regulations of Japan proper.

(c) Disposition of public corporations, public finance corporations, and other public organizations.

(d) Preparations for transfer of control of public property and the United States assets.

(e) Preparations for the changing of currency.

(f) Preparations for the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement.

(2) In promoting the reversion preparations mentioned-above, the following points shall be taken into consideration:

(a) In applying the laws and regulations of Japan proper to Okinawa upon reversion, provisional special arrangements shall be made, if necessary, with due consideration to the special situation of the Okinawan economy and society.

(b) In connection with the reversion of Okinawa, legislative and financial measures shall be taken in order to promote the economic and social development of Okinawa.

(c)

(c) Reversion preparations shall be carried out in close coordination with the progress of negotiations for the conclusion of an Agreement concerning the return of the administrative rights.

(3) With respect to measures which should be implemented in Okinawa before the return of the administrative rights, efforts shall be made along the following lines so as to ensure their effective implementation:

(a) Necessary preparatory measures shall be taken before reversion with respect to administrative, financial and other systems, which need to be rearranged to conform with those in Japan proper in preparation for the eventual establishment of Okinawa Prefecture.

(b) Necessary preparatory measures shall be taken before reversion with respect to such systems as those in the fields of education and social security, for which the requirements for securing conformity with the systems in Japan proper is especially strong.

(c) With respect to industry and economy, necessary rearrangement shall be made, as much as possible, before reversion, so as to make them conform with the systems of Japan proper, while taking into consideration the economic and social situation in Okinawa.

(d) With respect to the improvement of public facilities, efforts shall be made in a systematic manner, taking the level of such facilities in comparable prefectures of Japan proper as their standards, while taking into consideration the economic and social situation in Okinawa as well as the urgency for such improvements.

(e) In order to promote the above measures, necessary financial and technical assistances shall be extended to the Government of the Ryukyu Islands. Programs for personnel exchange between the Governments of Japan and the Ryukyu Islands shall be promoted.

II.

## II. Measures for the Economic and Social Development of Okinawa

In order to make up for the differences between Japan proper and Okinawa which have arisen due to the fact that Okinawa has been separated from the administration of our country for more than 20 years since the end of the War, and in order to ensure the building up of an affluent Okinawa Prefecture, it is necessary to formulate long-range comprehensive programs for the development and growth of the Okinawa economy and society and to implement these measures systematically and efficiently.

Therefore, the Government of Japan shall take the following measures:

1. To formulate basic policies for the development and growth of the Okinawan economy and society from a long-range point of view while paying full consideration to the special economic and social situations in Okinawa.
2. In accordance with the above-mentioned basic policies, measures shall be taken such as: to improve and strengthen social investments including industrial infrastructure; to establish and promote industrial development policies (including appropriate measures aiming at the promotion of the modernization and rationalization of existing enterprises in Okinawa); and to improve livelihood environment facilities, welfare facilities and educational facilities.
3. To take legislative and financial measures necessary for the systematic and efficient promotion of these measures.

## III. The Devising of Reversion Preparations and the Way to Implement These Measures

1. Important policies concerning reversion preparations shall be decided through the deliberations at the Ministerial Council on Reversion Preparations for Okinawa.

2. In devising measures for reversion preparations, the Prime Minister's Office shall coordinate views and measures of the Ministries and Agencies concerned, through the Liaison Officers' Conference.

3. In promoting consultations with the United States concerning reversion preparations, the Ministry of Foreign Affairs shall coordinate views on matters for the consultations with the Prime Minister's Office and other Ministries and Agencies concerned in advance, through the Liaison Officers' Conference.

4. Each Ministry and Agency shall appoint an official in charge of overall coordination of the measures concerning Okinawa under the competence of the said Ministry or Agency concerned. Measures concerning reversion preparations, which the said Ministry or Agency concerned will take, shall be implemented after being coordinated through the Liaison Officers' Conference.

5. Liaison and coordination with the Government of the Ryukyu Islands concerning reversion preparations, collecting and analysis of related information in Okinawa, the carrying out of surveys and the implementation of other concrete measures in Okinawa shall be made through the Prime Minister's Office and the Japanese Government Okinawa Office.

#### IV. Aim of Reversion Preparations

In order to realize the reversion of Okinawa at the earliest possible date in 1972, the Government will promptly take various preparatory measures. At the same time, the Government will carry out necessary preparations, aiming at submitting for approval to the Diet simultaneously (a) an Agreement for the return of the administrative rights, (b) draft legislation concerning provisional special measures in connection with the application of laws and regulations of Japan proper to Okinawa, and (c) draft legislative measures concerning the promotion of various measures aiming at the development and growth of the Okinawan economy and its society.



秘  
表 まで

沖縄に関する日米協議委員会  
第19回会合後の共同新聞発表  
(案)

昭和45年4月21日

1. 沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合は、4月21日外務省で開催された。  
協議委員会には、日本側より愛知外務大臣、山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐日米国大使が出席したほか、ランバート高等弁務官が同席した。
2. 席上、日米双方は、沖縄の復帰準備の進め方につき討議し、別紙のと通りの復帰準備のための「原則と指針」を採択した。

## SCENARIO FOR 19TH CONCOM AT FOREIGN MINISTRY

There follows the scenario as it now stands for the 19th Consultative Meeting to be held at the Foreign Ministry April 21 (Tuesday) from 10:30 to 11:30 a.m.:

### I. Opening - Adoption of Agenda

- A. Participants enter, take seats. Photographers take pictures and leave.
- B. FonMin Aichi declares 19th Meeting of the CONCOM open and requests Ambassador Meyer to introduce the American participants.
- C. Ambassador Meyer introduces participants from the U.S. side (General Lampert, Minister Sneider, Mr. Ericson, Mr. Wickel)
- D. FonMin Aichi welcomes the U.S. participants and moves that the agenda be adopted, to which Ambassador agrees.

### II. Agenda Item No. One - Principles and Guidelines for Preparations for Reversion.

- A. FonMin Aichi, after brief introductory remarks regarding the draft of the Principles and Guidelines already distributed around the table, asks for Ambassador Meyer's opinion of the draft.
- B. Ambassador Meyer's comments on the Principles and Guidelines (see attached proposed statement).
- C. After moving that the draft of Principles and Guidelines be adopted (to which we concur) Aichi makes a brief

statement alluding to the importance of the future activities of the Preparatory Commission and the intention of the GOJ to proceed with concrete plans regarding its reversion preparations. Aichi then asks PMO Director General Yamanaka to give a brief explanation of the future plans of the GOJ regarding reversion preparations.

D. PMO DirGen Yamanaka will then read and distribute detailed organizational plan which GOJ will follow in preparing for reversion and of its organizational structure which will carry the preparations forward.

E. (Tentative). At invitation of FonMin Aichi, General Lampert refers to press release issued previous day in which the High Commissioner has agreed to a modification of the regulations regarding travel to Okinawa which will permit GOJ officials and Diet members to receive multiple entry permits valid for a two-year period.

### III. Agenda Item Two - Agreement on a Press Release

FonMin Aichi proposes and Ambassador Meyer concurs in issuance of draft of joint press release (attached).

IV. Meeting is adjourned.

外務省電信 (回覧番号) 原議協議 第19回 21404

機密表示 (極秘・秘の朱印)	件号表示 暗 略 (平)	総第 号
平又	令第 565	昭和 45.4.21 分発 5.46
大至急 (空急)	普通	L.T.F 発電係

代  
送

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部 (室) 名 アメリカ北米才一課 起案 昭和45年4月21日 起案者 電話番号 Toue 446
--	-------------------------------	--

協成先

朱下田大使 臨時代理大使  
~~在 新加坡 沖野重行大使 臨時代理大使~~  
 あて 貴部大臣 発  
 代理

写  
濟

件名 第19回 日米協議委員会開催  
 4月21日 本局より 第19回 日米協  
 議委員会開催、日米協議 本局長、  
 山中総務長官以下、米側より 大田一  
 吉使、山本一ト 喜寿吉清官等が 本局長に  
 出席、須常準備の通り 「原則」指

21 140  
110

(※印内は電信係記入)

(昭和四二七一改正)

針」を採択した。(一般情勢が89号参照)

2. 協議委員会が議事終了後の中環  
(議事正座) 開始に付して  
議事進行の(1) 日中例上) 準備に付し

渡航制限緩和への謝意を表明

(1) 準備より 運取金問題に付して 是般  
の 2 週間 支出に 関し 日中例へ 謝  
意を表明 (1) 原田形見の 変更に  
付して 今後とも 協力に 行くと 意  
見の 一致を 示す 旨 謝意を 表明 した

3. 「原則」の 指針、その 地内 修業  
料 定率 等

(1) 謝意を 表明 した  
4. 岸田 長官 報 告 出 した

長官 知 意 未 打 報

(7)

160

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

極秘  
無期限  
部の内  
号

未記簿に「米協議委員会」の資料あり、或は得たるに、海軍同士の交渉と併せて、米協定を協定するに可と

才19回日米協議委自由討議  
部分の記録について  
  
(昭和25.4.22)  
米北1  
  
4月21日、日米協議委員会才19  
回会合において正式議題についての全  
討議を終了後、約50分にわたり自由  
討議が行なわれたところ、その発言の  
要旨下記の通り。  
記  
  
1. (山中長官) 沖縄・本土間の  
渡航の自由化措置の問題については、  
  
過去数ヶ月にわたり米國民政府と日本  
政府当局の間で検討が進められて

いたのであるが、昨日(4月20日)国会議員、公務員を中心として渡航の大幅

の緩和措置が講ぜられる旨発表された。今国会において、沖縄住民の

参政参加法案が可決されることにより、しかも、その際、沖縄渡航緩和の

ための政府の努力を要請する付帯決議が附される予定であることであり、

今回の高等弁務官の

発表は全く時宜を得たものであり、ランパート高等弁務官の英断と関係

者の努力に心から敬意と謝意を表したい。

石(ランパート高等弁務官)

私の仕

事に対して 長官より頂いた

御礼を言葉

3

には礼を申しあげたい。辛直に言て、  
この日米双方にとり重要な時期にこの高等  
弁務官の職を勤めることを非常に幸運に  
思っている。

さて、今回自分も準備委員会の場にお  
いて復帰のための仕事をすまうわけである  
が、日本政府代表である高瀬大使と自分は“finest”  
の関係にあり、また準備委員会に顧問として  
参加する屋良主席とも“good personal relation”  
を有してあるので、今後お互いに協力して

仕事か、や、て行けると大いに期待している。とくに、  
屋良主席は選挙を通じて選ばれた沖縄住  
民の代表であり、また準備委員会の顧問である  
主席も完全な発言権を有していることでも



あるので、今後は屋良主席に代表される  
沖縄の国民の声を準備委員会の活動に

十分反映させるよう努めて行きたいと思っ  
て、沖縄渡航後初措置については、

これを発表できたことを自分としても嬉しく思  
っている。この措置は、今後の沖縄に関

する日米両国の交通の努力に大いに貢献  
するものと思う。

3. (愛知大臣) 日本側の自分から言っても  
おかしが、全軍分の退職金に関連する2億円

の退職金支払について山中長官の払われた  
多大の努力にこの席を利用しては礼を述べたい

11. この決定の結果、沖縄の軍務勅問題  
も決まらなさを得たと感じている。また、この

機会に今回の措置に対する米側の協力に  
対して謝意を表した。又、同時に米側の

今後一層の協力をお願いする。

4. (山中長官) 退職金増額支払いに

関する自分の真意について一言説明しておきた。自分の意図は、全軍労を始めとする沖縄の労働

組合や革新<sup>改組</sup>田舎を助けた。又、それらに力を  
与えようとするものでは決してない。もっとも、極く

直接的にみれば今回の措置はそれらを助けた  
ことになりかねないが、長期的に長い目で

みた場合、この措置は沖縄現地の緊張を緩和  
し、ひいては現地の反米闘争を緩和する

効果をもたし、沖縄の左翼分子の弱体化、日米関係  
の正常化に役立つものと考えらる。

軍労務者の削減問題に関連して、  
 在沖繩米軍と全軍労との間に昨年以來  
 継続していた異常な事態が、日米両國の  
 緊密な協力と両当事者の努力と良識ある  
 判断によつて一応の解決をみたせば、  
 同慶に堪ふところである。

しかし、率直に言つて、事態がなお  
 流動的である事情を考慮するとき、現在  
 日米両事務当局の間で検討中の雇用制度  
 の改善について今後一段と前進するよう  
 日米両國が適切に対処して行く必要が  
 あるものと考へる。

5. (ランポート高等事務官) 日本政府  
 の希望については、自分としても同感である。

7  
自分としても軍労働問題には大いに力を  
入れてきたが、なにより最も複雑な問題

である。ただ問題の重要性については、日米  
双方が一致して認めていることでもあり、

今後可能なすべての努力を以て行きたいと考へる。  
山中長官の努力による退職金増額支

払いは、現在沖縄における米軍の労使関係  
の改善に多大の貢献をなしておられると思わ

れ。この点について、自分よりも日本政府に対  
して正式に謝意を表したい。また今後とも

日本政府の協力に期待したい。

また雇用制度の変更については、目下

日米両政府の外交ルートを通じて進められてい  
る労働制度に関する(註合)の成果に期待している。

6. (山中長官) 米側に誤解はないと  
思うが、ここで雇傭制度の変更についての自分の考

え方をあらためて説明しておきたい。軍労働問題  
の根本的解決のためには法令面の問題、す

なわち布令116号と裁判権の問題が重大な障  
害をなしており、ある意味では返還以前には

根本的解決はないとも言えるが、自分の希望す  
るところは布令116号等の法律問題に直接

ふれずに、現在の法律の下で労使間に一  
のフッションを置くことにより労使間の直接

的対立を回避することである。

7. (愛知大臣) 私は労働問題

の専門家ではないが、労働問題は難しい  
問題であることは承知している。

この度、退職金問題が解決されたので、  
全軍分の要求の内残りは間接雇用のみで

あり、それを解決すれば全軍分にとって「あは  
れる」理由はもはや何もなくなくなる。政治

的見方かも知れないが、自分としても、山中長  
官は指摘のように法的問題はあっても、

それはそれとして何とか改善できたらと希望  
している。

8. (ラポート高等弁務官) 雇用制度変更の  
問題は勿論のこと、その他の問題についても

日本側より何らかの提案があれば、自分としても  
これを真剣に検討する用意があることは申し上げ

ておきたい。

9. (マイヤー大佐) 現在、日米両事務

両間で討議している問題は決して容易な  
問題ではないので、問題解決の過程で

金軍側を余りに楽観的にすると検討の結果  
最終的に実現不可能となった場合、唯筋に

失望を与えのみで却って事態の收拾をより困  
難にする可能性がある。従って、問題解決

の目途がつかうまではなるべく表に出さないよう  
に取計らわれるようお願いしたい。勿論、価値

ある意見については十分検討する用意が  
ある。

10. (愛知大臣) 大使の発言は実現の  
目途がつかうまでは静かにしておいた方がよい

とこうとと解してよか。

11. (マイヤー大使) そうである。

12. (山中長官) すべからく、この問題の  
 解決は日米両政府、ラ高等分務官の三者間  
 の協議を通じて行なうべきであり、沖縄の  
 革新系分子に彼ら自身の手で行なうべき成果を  
 勝ちとったという感じを抱かすまいよりに  
 すべきである。いずれにせよ、日米両政府間の  
 協議を通じて沖縄の革新系分子のスローガンを  
 一、一とリサリ、愛知大臣の言われるようにかれらの  
 あげられる理由をなくして行くことが必要であるう。  
 かかる見地より、今回の退職金増額支払  
 い問題は成功であると考えられる。すなわち、  
 問題の解決には日米両政府、ラ高等分務官  
 の三者の力があつたのであり、全軍勢はもとより  
 琉球政府さえも当問題解決に何ら関係して



いよいよのである。

退職金増額支払決定後、全軍労はオ

ニ波スを中止し、果労協も安保反対統一戦  
線打出せず、また昨日の新聞報道によれば

同盟系労組の中には復帰協より脱落して行く  
ものも出て来た由であり、春闘の統一ストの目標

自体も変ってきている。

間接雇用問題についても同様に日米

両政府間のみで解決する必要がある。

13. (マイヤー大使) 山中長官の発言も理解

できるところである。今後、緊密に協力しながら  
や、てゆきたい。

大事なことは、沖縄の革新系分子が日米  
両国の分裂を図るような動きをせぬことであり、

今後とも日米両政府間の協力体制を  
緊密に維持して行けば、問題は解決

できると思う。

14. (愛知大臣)

最も重要なのは

沖縄における革新分子の影響を最小限  
にし、ゆくゆくは それを消滅させる

ことである。

15. (愛知大臣)

さて唯今の自由討議

における発言の報道振りにつき諍りたか  
と思うが、プレスに対してコンフィデンシャル

にすることで合意したかと思うが——。

16. (マイヤー大使)

同意する。

17. (山中長官)

報道振りについて、

(1) 日本側は、沖縄渡航緩和措置に

(米側の)

対して感謝した、(2)米側は、退職金の増額支払に關して日本側に対して

謝意を表した、(3)雇用形態の変更については、今後とも協力してゆく、(3)真

はフランスに説明する <sup>ニと(2110)</sup> ~~は~~ どうか。

18. (マヤ一大使) 同意する。